

令和6年12月10日

令和6年

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

1. 日 時 令和6年12月10日（火）午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 大会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 18名

欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	欠
5番	熊谷由美子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	欠	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山本 直子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第86号 農地転用計画変更承認申請に対する意見の決定について

5.その他

- ・福岡県農業委員会研修大会について
- ・視察研修について
- ・次回日程 1月10日(金)

会議の経過

令和6年12月10日(火)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 12月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は4名の方から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から12月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席9番福田委員、議席10番中森委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第81号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 それでは資料の2ページをお願いします。

議案第81号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権18件でございます。

期間は2年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が27,165㎡です。

筆数は18筆で貸し手12名、借り手11名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当10,000円から11,400円、現物では54kgから60kgとなっております。

3ページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおりの同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入ります。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第81号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第82号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒74番、地目は田で、面積は1,728㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字成恒の〇〇さんです。

次の6ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は7、8ページのとおりです。

申請農地は、大字成恒地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第82号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第83号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料9ページをお願いします。

議案第83号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字垂水9番、25番1、地目は田で面積は計1,946㎡です。

譲渡人は大字垂水の〇〇さんで、譲受人は大字垂水の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、92,320㎡です。

次の10ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は11、12ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内の未整備の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

河津委員 現在譲受人が耕作している農地を、そのまま譲り受けるということです。問題はありません。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第83号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第84号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料13ページをお願いします。

議案第84号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字垂水1560番、1632番、地目は田で、面積は計2,691㎡です。

譲渡人は大字垂水の〇〇さんで、譲受人は中津市の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、2,691㎡です。

次の14ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は15、16ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内の整備田及び未整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがですか。

河津委員 娘さんに譲渡するというもので、問題はありません。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第84号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第85号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料17ページをお願いします。

議案第85号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1306番3、1314番、地目は畑で、面積は計2,391㎡です。

申請人は大字垂水の上毛町長で、理由としては役場駐車場敷地拡張のためです。
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書、資金計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。
農地の区分は第3種農地であり、許可可能と判断します。
箇所図、位置図は18、19ページのとおりです。
申請農地は、大字垂水地内の未整備の農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、河津委員が地区担当委員となっていますがいかがですか。

河津委員 事務局の説明のとおりです。特に問題はありません。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第85号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第86号農地転用計画変更承認申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料20ページをお願いします。

議案第86号農地転用計画変更承認申請に対する意見の決定についてでございます。
申請農地は大字垂水390番1、地目は畑で、面積は959㎡です。
申請人は、譲渡人、譲受人ともに当初計画から変更ありません。
転用目的について、当初計画では資材置場と駐車場3台としていましたが、共同住宅1棟に変更されています。
変更の理由は、下請け受注予定の工事が縮小されるなどしたため、既存の資材置場で対応可能になり、利用方法を検討した結果、共同住宅を建設することになったとのことです。

一般基準としての転用の確実性については、変更後の事業計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、変更後の計画について水利関係者の承諾を得ています。
なお、隣接農地の承諾については、申請時には得られていないため添付されていません。
トラブル防止のため、通常は申請書に添付していただいておりますが、農地法上は、必須書類ではないため、申請を受理いたしました。

なお、申請後ではありますが、隣接農地所有者との話し合いがまとまり、覚書を交わすことで同意しているとのこと。

計画変更の承認にあたっての6要件については、旧所有者によって農地として効率的に利用されることは認められないこと、当初の目的達成が困難になった原因が転用者の故意または重大な過失によるものでないこと、転用事業が変更前と同程度に緊急性、必要性があること、転用事業の実施が確実であると認められること、周辺地域における農業等に及ぼす影響が変更前と同程度であること、転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であること、以上を満たすものと判断し、変更の承認可能と判断します。

箇所図、位置図は21、22ページのとおりです。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがですか。

河津委員 事務局の説明のとおりです。隣接農地の所有者の承諾については所有者に十分説明するように申請者に伝え、隣接農地の所有者との話し合いについては12月6日に事務局から説明を受けました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第86号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日本日予定していた議案の審議は終わりました。
その他について事務局からお願いします。

事務局 では、資料23ページをお願いします。

令和6年度福岡県農業委員会研修大会が、年明けの1月28日火曜日に福岡国際会議場にて開催されます。時間などは次回1月期定例総会時にお知らせしますが、概ね9時半に役場を出発し、17時半ごろ帰り着くことを想定しています。

こちらにつきまして例年通り参加したいと思いますので、出欠につきまして来週12月16日月曜日までに事務局へお知らせください。

次に、資料24ページをお願いします。

農業委員会では、平成29年度まで視察研修を実施してきました。研修先は記載のとおりです。

平成30年度は未実施で、令和元年度にコロナ禍により中止して以来、研修に行っておりません。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から「5類感染症」になり、一律に行動自粛を求められるものではなくなりました。

別冊の資料、「先進地視察先・研修等の講師実績調査結果」のとおり、視察研修を再開している農業委員会も多いようございます。

事務局としましては、研修を再開しても良い状況になったと考えております。

そこで、視察先につきまして、委員の皆様のご希望をお伺いしたいと思いますので、別紙の調査票をご記入いただきまして、12月23日月曜日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

調査票には、視察希望先を別冊の資料「先進地視察先・研修等の講師実績調査結果」から選んで記入してください。なお資料にない視察先でもかまいません。

農業委員会として農地利用の最適化につながるような行先を選んでいただきますようお願いをいたします。

なお、令和7年度につきましては、5月ごろに希望調査を行い、10月から11月ごろに実施したいと考えております。

本日のご案内につきましては、6年度ですので2月ないし3月実施となりますがよろしく願いいたします。

最後に次回定例総会は1月10日金曜日です。

欠席される場合は、前日までのご連絡をお願いいたします。

事務局からのお知らせは以上でございます。

議長 委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

河津委員 視察先というのは自分が行きたいところで、ここがいいのではないかと書いて23日までに持ってきたら良いですか。

事務局 おっしゃるとおりです。23日までに事務局の方へ提出をお願いいたします。

河津委員 日帰りですか。

事務局 日帰りが可能な範囲でお願いいたします。

議 長 他に何かございませんか。よろしいですか。
それでは12月期定例総会を終了いたします。
ありがとうございました。

令和6年12月10日 午前9時30分閉会